

1. エネルギー価格高騰緊急経済対策支援金 [第2弾]

原油価格の高騰により、燃油(ガソリン・灯油・軽油・重油)、電気、ガス等のコスト増加の影響を大きく受けている事業者に対して、その経費の一部を助成することで企業の事業継続を図る。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ① 市内に事業所を有する法人及び個人(チェーン店を除く) ② 令和4年9月30日までに事業を開始しており、今後も継続する意思があること ③ 補助対象経費について、他の公的制度で助成・補助を受けていないこと ④ 市税等の滞納がないこと
支給対象	<ul style="list-style-type: none"> ① 対象となるエネルギーは、燃油(ガソリン、灯油、軽油、重油)、電気、ガス ② 令和4年7月から9月までの3か月間に事業で使用した合計燃料使用額 ③ 補助対象経費が20万円以上であること
支給額	補助対象経費の10%以内(上限50万円、千円未満切り捨て)
予算額	40,300千円

8 働きがいも
経済成長も




2. 畑作農業者肥料高騰対策事業補助金

肥料価格が高騰していることから、耕作意欲の向上と経営の維持安定を図るため、支援金を支給する。

対象者

- ① 市内に住所を有する個人、市内に事業所を有する法人
- ② 令和5年度以降も継続する意思があること
- ③ 令和4年1月1日から12月31日までの間に、販売目的とした園芸作物等を10a以上作付・栽培していること
- ④ 市税等の滞納がないこと

支給対象

販売を目的とした園芸作物の作付・栽培面積が10a以上

支給額

10aあたり2,000円(上限50万円、1a未満の端数切り捨て)

予算額

8,940千円



3. 飼料等価格高騰対策緊急支援金

配合飼料価格が高騰していることから、畜産農家が経営を継続できるよう支援金を支給する。

<p>対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 市内に本店または住所を有する事業者であること ② 畜産業を営み、今後も畜産経営を継続する意思があること ③ 市税等の滞納がないこと
<p>支給額</p>	<p>令和4年2月1日現在の1飼養頭羽数あたり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肉用牛 9,000円 ・乳用牛 15,000円 ・養豚 1,000円 ・養鶏 50円 <p>上限:1事業所あたり50万円</p>
<p>予算額</p>	<p>10,600千円</p>

9 産業と技術革新の基盤をつくろう



4. 宿泊割引事業

市内宿泊施設の割引キャンペーンを実施することで、宿泊施設を含めた観光産業を支援する。

<p>対象者</p>	<p>全国の宿泊旅行者</p>
<p>助成額</p>	<p>① 割引クーポンを宿泊予約サイト上で配布 (3名以上10,000円、2名以上5,000円、1名以上1,000円) ② 各宿泊施設に割引原資を助成し、宿泊割引を実施</p>
<p>割引期間</p>	<p>令和5年1月から2月末まで</p>
<p>予算額</p>	<p>20,000千円</p>

8 働きがいも
経済成長も



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

5. 介護サービス事業所等新型コロナウイルス感染症対策物品支給事業

介護サービス事業者が安心して介護サービスを提供できるよう、クラスター発生の恐れがある場合などに新型コロナウイルス感染症対策物品を支給する。

<p>対象者</p>	<p>介護サービス事業所等</p>
<p>支給物品</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスター発生の恐れがある場合 抗原定性検査キット ・感染者へのサービス実施時 医療用ガウン、N95マスク、キャップ
<p>予算額</p>	<p>5,000千円</p>

3 すべての人に
健康と福祉を



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

6. 省エネ家電製品普及促進事業補助金

地球温暖化を防止する取組のひとつとして、各家庭での電気使用量を削減することを目的に、照明のLED化、冷蔵庫、エアコン、テレビを省エネ性能の高い製品に買換える個人に補助金を交付。

対象者

- ①補助金申請日に村上市に住民登録のある方
(※被災者の場合は、一時的に市外に住所を移している場合を含む)
- ②自ら居住する市内の住宅に設置する方
- ③市税等の滞納がない方

補助対象

8月1日以降に購入した、省エネ達成基準100%以上の省エネ家電製品
エアコン、冷蔵庫、テレビ、照明器具

補助額

補助対象経費の20%以内 ※1世帯1回限りの申請

- ・市内本店電気店の場合 1世帯あたり3万円
- ・上記以外(家電量販店・市外電気店等) 1世帯あたり1万円

予算額

21,160千円



7. 大学生等生活応援支援金

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の経済的理由により、大学生等が就学の継続を断念することがないように、大学生等の保護者または学生本人に対して生活の負担軽減を目的とした支援金を給付する。

対象者

次のいずれかに該当する方

- ① 平成16年4月1日までに生まれ、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校、職業能力開発校、予備校等に在学する、大学生等を養育する保護者
 - ※高等専門学校の1～3年生を除く
 - ※学生でありながらその身分が「国家公務員」となり、給料が支給される特定の大学校(海上保安学校や防衛大学校など)の学生は含まない
 - ※住民基本台帳の要件は、令和4年1月1日から申請日まで継続して記録されている保護者が対象
- ② 平成16年4月1日までに生まれ、新潟リハビリテーション大学、新潟看護医療専門学校村上校に在籍し、現に就学している方

支給額

- ① 養育する大学生等1人あたり5万円(保護者に支給)
- ② 市内の大学等に在学している大学生等1人あたり2万円(学生本人に支給)

※①②の重複受給は不可

予算額

74,460千円



8. 子育て世帯物価高騰対策支援金

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を大きく受けている子育て世帯に対して、支援金を支給する。

対象者

0歳から18歳までの児童の保護者等
(平成16年4月2日から令和4年12月31日までの間に出生した児童)
※保護者等の所得制限なし
※令和4年11月30日時点で村上市に住居登録のある児童、及び令和4年12月中に村上市で出生または転入し、住民登録された児童

支給額

子ども1人あたり20,000円

支給方法

① 村上市から令和4年11月分の児童手当を受給している世帯は申請不要《プッシュ型》
② 村上市から児童手当を受給していない世帯(公務員世帯、児童が高校生等のみの世帯、児童手当の所得上限を超過している世帯、児童手当は市外で受給しているが児童は村上市に住居登録されている世帯、12月中に出生した児童の世帯等)は要申請

予算額

146,440千円



9. 学校給食費多子世帯軽減助成金

物価高騰の影響を大きく受けている多子世帯に対して、第3子以降の学校給食費を令和4年12月から令和5年3月分まで無償化することで、負担軽減を図る。

対象者

- 次のいずれにも該当する世帯
 - ①市内に住所があること
 - ②小中学校等に3子目以降の子どもが就学していること
 - ③生計を一にする養育している子どもが3人以上いること
 - ④要保護及び準要保護世帯でないこと

対象学校

- ① 市立小中学校
- ② 県立村上中等教育学校(前期課程)
- ③ 県立特別支援学校(小・中等部)

予算額

7,700千円



10. 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

電力・ガス・食料品等(灯油等含む)の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯)に対して支援金を支給する。【国事業】

対象者

次のいずれかに該当する世帯

- ① 世帯全員が令和4年度 住民税均等割が非課税の世帯
- ② 令和4年1月～12月の収入が減少し、住民税非課税相当の収入となった世帯

支給額

1世帯あたり5万円

予算額

326,900千円

